

平成25年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

| | |
|---|---|
| 会議名 | 平成25年度 第1回宇治市個人情報保護審議会 |
| 日時 | 平成25年7月3日(水) 午後2時00分～3時20分 |
| 場所 | 宇治市役所 8階 大会議室 |
| 出席者 | (委員)市川会長 松岡委員 大杉委員 柴田委員 吉田委員 (事務局)岩本広報課長 波戸瀬広報課主幹 玉井広報課主任 脇本広報課主事 (傍聴者)1名 (欠席委員)池田委員 近藤委員 西垣委員 |
| <p>1 開会</p> <p>2 本日の手順について(事務局)</p> <p>(1) 平成24年度宇治市個人情報保護制度運用状況について(報告事項)</p> <p>(2) 宇治市個人情報保護条例の一部改正について(報告事項)</p> <p>(3) 宇治市個人情報保護条例施行規則の一部改正について(報告事項)</p> <p>(4) 個人情報紛失事案について(報告事項)</p> <p>3 報告事項 平成24年度宇治市個人情報保護制度運用状況について</p> <p>(1) 概要説明(事務局)</p> <p>事務局より、資料1に沿って、平成24年度宇治市個人情報保護制度運用状況についての説明が行われた。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) 今の説明について質問はあるか。</p> <p>(委員) 決定単位9番の不開示部分について、第三者の「氏名、意見、所見、診療状況等」となっているが、ケース記録や医療要否意見書の中に、請求者である被後見人以外の個人情報も書かれていたということか。</p> <p>(事務局) そうである。生活保護に関するケース記録であり、扶養等の関係で世帯員以外の病気の状況や健康状態が書かれていたため、その部分を不開示とした。</p> <p>(委員) 決定単位19番の不開示部分について、職印の印影となっているが、職印とは何のことか。</p> <p>(事務局) 弁護士からの職務上請求であり、弁護士の職印は不開示としたが、弁護士の氏名は開示した。</p> <p>(会長) 簡易開示の件数が大幅に減っているのは、受験者が減っているからか。</p> <p>(事務局) 受験者数は、平成24年度が1,111名で、平成23年度が1,234名であり、123名減っている。簡易開示は、請求されなければ回答する必要が無いものだが、減少の理由は分からない。</p> <p>(会長) 他に質問はあるか。質問が無ければ、平成24年度個人情報保護制度運用状況についての審議は、以上とする。</p> | |

4 報告事項 宇治市個人情報保護条例の一部改正について

(1) 概要説明(事務局)

事務局より、資料2に沿って、宇治市個人情報保護条例の一部改正についての説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会長) 国が経営する企業がなくなったため、「国」を取った。既に改正を行い、宇治市公報でも出ている。特に質問が無ければ、次の報告事項へ移る。

5 報告事項 宇治市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

(1) 概要説明(事務局)

事務局より、資料3に沿って、宇治市個人情報保護条例施行規則の一部改正についての説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会長) これは、以前に審議した戸籍のコンピューター化に関する業者委託の話が進んだ、ということである。コンピューター化すると、用語が「個人事項証明書」となるため、その文言を加えたということである。特に問題が無ければ、次の個人情報紛失事案の報告に移る。

6 報告事項 個人情報紛失事案について(宇治市立南部小学校)

(1) 概要説明(実施機関及び事務局)

初めに実施機関より、資料4-1に沿って個人情報紛失事案について説明が行われ、次に事務局より、職員のための個人情報保護マニュアルに沿って処理できていなかった事項について説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会長) 紛失したファイルは、どのようなものか。教諭が個人的に作っていた物なのか。それとも、フォーマットがあり、教諭全員が同じ物を使っているのか。

(実施機関) フォーマットは無いが、教諭によって、市販の物や自分で作成したもの等、よく似た形の物を持っている。児童・生徒の名前が一番左の列に書かれ、その横にいくつもの列があり、例えば、技能等を見た場合にチェックをする。

(会長) 大きさはA4ぐらいか。

(実施機関) そうであるが、体育の教諭はA4を持っていくと見本を見せる際に置かなくてはいけないため、ポケットに入る細長いサイズのものもある。

(会長) 学校の教諭は、授業に行く際はいつもそれを持っているということか。

(実施機関) そうである。

(委員) 事実の中で「かごに入れて」とあるが、どういうものか。

(実施機関) 台所の水切りバスケット程の大きさである。小学校教諭は数時間分の様々な教材をまとめて持って行かなければならないため、かごを使用している。

(委員) 何時間分かって行くということは、午前や午後は教室に置いたままになるのか。

(実施機関) 小学校の場合、通常1、2時間目分をセットにして持って行く。中間休みが20分から30分あり、この間に職員室に帰り、3、4時間目分に入れ替えて持って行く。昼休みも同様である。そのようにすることが、マニュアルに沿った取扱いであるにも関わらず、6校時終了後の職員会議に参加するため、子供達に帰るよう追い出しをし、教室にかごを置いたまま職員会議に行ってしまった。

(委員) 全教諭がそのような感じなのか。

(実施機関) 基本的には、かごを持って子供達に帰るよう指導し、職員室へ戻っているはずである。

(委員) 少なくとも2校時の間はずっと置いているということか。

(実施機関) 2校時の間は教諭もずっと教室にいる。5分間しかないため、基本的には職員室に戻らない。

(委員) この教諭は、昼休みに一旦かごを持って職員室へ戻り、昼からまた教室へ持って行き、置いたままにしたということか。

(実施機関) そうである。6校時終了後の対応がマニュアルから外れていた。

(委員) 通常は出来ていたが、その日に限って出来なかった理由は何があるのか。

(実施機関) この点について、通常はきちんとしていると認識している。この時に特別なことがあったという認識は、本人には無い。

(委員) 今の話では、皆がかごやかばんを抱えて職員室へ戻ってくる訳なので、他の教諭から見て、「手ぶらだ。」という状況は分かるのではないか。

(実施機関) 声をかければ良かったということはあるかもしれないが、授業のない教諭もあり、全員が同じ格好をしていない。

(会長) 児童・生徒の大事な個人情報が入った物を常に持ち歩いているが、持ち歩いていないと授業が出来ない。今まで事故がなかったのが不思議なぐらいとも言える。「気をつけましょう」だけで再発を防止できるのか、少し不安なところがある。人間のすることなのでどこかでミスをするということは必ずありうる。仕組みとして何か考えなければ、マニュアル通りにするだけで「次は大丈夫だ。」とは必ずしも言えないのではないかという心配があるが、その点はどうか。

(実施機関) ご指摘の通りで、今回すべての学校で研修を行い、学校がどれほど特別に定められた中で個人情報を収集しているのか、という意識を高めることは一定成果があったと理解している。それでは実際に具体策として何が出来るのか。小学校の場合、例えば、教室にある担任用の事務机に鍵をかけて保管する。この学校では、紛失事案発生後直ぐに鍵を各担任に渡し、教室から離れる時は確実に鍵をかけるように言った。2つ目は出席簿である。中学校は教科担任制のため、個人が出席簿を持つ訳にもいかず、職員室に出席簿を置く場所が決められ

ている。授業が始まっているのに出席簿が残っている場合、担任が忘れていると気が付く場合がある。しかし、逆に出席簿が全部戻ってきたかどうかを確かめることは難しい面もあり、一目瞭然で分かる仕組みを作ることは難しい。次に考えられる手としては、教室の事務机やロッカーを活用することであるが、体育の教員がグラウンドへ出た時に置き忘れて帰ってくるとなれば、対応のしようがない。よって、意識の向上を何度も図らざるを得ない。

(会長) これまで宇治市の学校では個人情報紛失事案もあったことから、個人情報の取扱いに対する意識向上の取組は、それなりにやってこられたと思う。更に教職員の意識向上に努めてもらうのは当然として、先程言ったように、ミスを防ぐ仕組みを考えてもらうことも大事だと思うので、その点をよろしく願います。

(会長) 他に質問は有るか。無ければ、1つ目の個人情報紛失事案についての審議は以上とする。

7 報告事項 個人情報紛失事案について(介護保険課)

(1) 概要説明(実施機関及び事務局)

初めに実施機関より資料4-2に沿って個人情報紛失事案について説明が行われ、次に事務局より職員のための個人情報保護マニュアルに沿って処理できていなかった事項について説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会長) まず事実の確認だが、介護認定調査員が調査先を訪問し、調査対象者の自宅前でクリアホルダーを取り出した。新聞記事では時間は2時半頃である。ロビーでマンション名や部屋番号を確認しようとしたとあるが、これは屋外、つまり玄関の外で行ったということか。

(実施機関) 当該マンションはオートロック式のため、屋内には入れない。ピロ前、いわゆる屋外でマンション名と号室を確認しないと呼出しが出来ないので、その確認のためにクリアホルダーを出した。

(会長) その時クリアホルダーの中の物が全部飛ばされたということは、中身を全部出したのか。

(実施機関) 該当者について、国から示されている様式の10枚を一式にし、1つのクリアホルダーに入れている。これを調査用のかばんに入れて携帯する。

(実施機関) 個人情報の入ったクリアホルダーは、黄色い2方向綴じの物である。場所の確認のため、クリアホルダーの外側に必ず帯を付け、そこにマンション名・号室を記載している。屋外では中身を取り出さず、屋内で中身をバインダーに挟んで調査をするという流れになっている。当日、帯に記載しているマンション名を見る時に、2方向綴じの部分を持っていたところ、開いている方からの突風により、クリアホルダーを持った状態のまま、中身がすべて風に飛ばされて

しまった。中身を取り出した訳ではないが、結果的に風にさらわれた。

(会長) その日はずっと風が強かったのか。それとも、その時だけ吹いたのか。

(実施機関) その日は、基本的に風が強かった。併せて、地理的な状況により、いわゆるマンション風の吹く場所であった。

(実施機関) 調査員は直ぐに回収に行き、同時に市と連絡を取るという状態だった。

(会長) 2ページの要介護認定調査に持参する資料の中で、個人情報該当の物が4点の計5枚あり、それ以外は個人情報該当でないというのは、個人情報が書かれていないということか。

(実施機関) その通りである。あくまで個人情報該当でない物については、個人情報の記載がされていない書式だけを持っている。仮に調査が終わった後にこの事案が発生したとなれば、この書式も個人情報に該当することになる。

(会長) 先程の話だと、クリアホルダーは調査対象者のお宅に行くまで出さないということだったが、本来のやり方から逸脱したところがあるということか。

(実施機関) 逸脱はしていない。従前から我々の個人情報の取扱いとしては、調査用かばんからクリアホルダーを出してマンション名を確認している。調査資料をクリアホルダーから出すのは自宅で、ということである。

(会長) この方は決まり通りのやり方をしていた。それでも何故事故が起こったかということに関係するが、その後どのような対策を取っているか、もう一度詳しく説明頂けるか。

(実施機関) 常日頃から個人情報を取り扱っている認識はあるが、再度それを徹底する。併せて、中身を出す時は周辺状況を確認することを徹底した。物理的な発生対策として、3方向綴じの透明のクリアホルダーにこれまでの2方向綴じの物を入れ、中の書類が出ないようにし、今回のように強風で飛ばされることへの対策を採った。

(会長) 二重にするということか。

(実施機関) そうである。

(委員) クリアホルダーによっては、使っていると綴じられている部分が破れてくることがあるが、その点はどうか。

(実施機関) 帯を付ける際に確認し、古くなった物は廃棄し、新しい物に替えている。

(会長) 個人情報としての重要性が非常に強いものを扱っている部署なので、今回の教訓を活かし、今後個人情報のより適正な取扱いに心がけてほしい。

他に質問がなければ、2つ目の個人情報紛失事案についての審議は以上とする。

8 報告事項 平成24年度以降の個人情報漏えい・紛失事案の再発防止のための取組について

(1) 概要説明(事務局)

事務局より資料4-3に沿って、平成24年度以降の個人情報漏えい・紛失事案の再発防止のための取組について説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会長) 今年度は、まだ職場会議結果報告書の提出を受けている途中ということか。

(事務局) 今年度の職場会議結果報告書については、すべて提出済みである。職場会議用の資料も作成し、内容の充実も図ってきた。

(委員) 2件とも内部の報告がやや遅れている傾向があり、後の方については広報課への連絡が抜けているようなところがあるが、どう考えればよいか。

(事務局) 個人情報の漏えいや紛失の事象が発生した際は、いかに手順通り適切に、又は確実に早く対応していくかという意識の向上と周知をもう少しやっつけていかないといけない。ただ事故が起こると、担当課は当事者への謝罪や捜索活動にまずはかかり、広報課への報告が少し遅れてしまう傾向が今までの事象ではある。そこが今後の課題であると考えている。

(委員) そこが徹底されないと、広報課の努力は実りにくいかもしれない。

(事務局) 再度、周知していきたい。

(委員) 2件とも、突風にあおられたり、又はいつもしていることをたまたましなかったりと、そのようなこともあるかとは思いますが、一般市民としてはそれで片づけられても心情的には困る。部内ではきちんとしていたと報告されるが、何らかの工夫をしておけばある程度予測出来たのではないかと思う。突発的な事案でこうなりましたでは、また起こるのではないかと思う。

(会長) 1つ目と2つ目の事例は少し性格が違う。1つ目の事例の方が不注意の度合いが大きい。毎日やっている中で、個人情報を持ち歩いているという自覚が欠如してきているのではないかと思うので、学校の先生方は個人情報を常に持ち歩いているという点をもっと意識していただくよう、研修等を進めて高めることは当然やってもらう必要はある。それと最初の事例では、やはり仕組みの点でも工夫する必要がある。2つ目の事例は、個人情報を取り扱っているという意識は持っていたが、それが十分活かしきれなかった。2方向綴りで大丈夫だったと思っていたが、まだ不十分だった。そういうことが体制としてあったが、仕組みとして改善された。このように仕組みとして改善されたものは、出来るだけ様々な部署に活かせるようにしてはどうか。

(事務局) これまでの対策事例の蓄積があるので、広報課としてどのような形で関係課へ伝えていけるのか、検討していきたい。

(会長) 他に質問はあるか。なければ、個人情報漏えい・紛失事案の再発防止のための取組についての報告と審議は以上とする。

9 その他連絡事項等について

現在、不服申立て等はなく、具体的な審議事項も予定されていないため、次回開催については未定である。

10 閉会

(会長署名)